

京都市環境保全基準の改定について

1 審議趣旨

本市では、京都市環境基本条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、国の環境基準に京都の地域特性を加味した環境保全基準（以下「市保全基準」という。）を定めています。

この度、令和 3 年 10 月 7 日付で、環境基本法第 16 条の規定に基づき定められている「水質汚濁に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」について、改正の告示がありました。

これに伴い、環境保全基準部会設置要綱第 1 条の規定に基づき、環境保全基準部会において、国の改正に準じて市保全基準を改定するに当たり、必要な検討を行っていただくものです。

2 市保全基準の改定（案）

「水質汚濁に係る市保全基準」及び「地下水汚染に係る市保全基準」のうち、以下の項目について改定する。

(1) 大腸菌群数

よりの確にふん便汚染を捉えるため、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数に見直す。また、測定方法及び評価方法も国の環境基準に準じる。

	(現 行) 大腸菌群数	⇒	(改定後) 大腸菌数
AA 類型	50 MPN/100mL 以下		20 CFU/100mL 以下
A 類型	1,000 MPN/100mL 以下		300 CFU/100mL 以下
B 類型	5,000 MPN/100mL 以下		1,000 CFU/100mL 以下

資料 2 水質汚濁に係る市保全基準改定（案）（2 生活環境に係るもの）

(2) 六価クロム

内閣府食品安全委員会における六価クロムの耐容一日摂取量の設定を受けて、六価クロムの基準値を見直す。

六価クロム	： (現 行) 0.05mg/L	⇒	(改定後) 0.02mg/L
-------	------------------	---	----------------

資料 3 水質汚濁に係る市保全基準 改定（案）（1 人の健康保護に係るもの）
地下水汚染に係る市保全基準 改定（案）

3 改定内容の検討

(1) 大腸菌群数

ア 現行の市保全基準

各河川における類型指定状況は、資料 4 及び資料 5 のとおりです。

国の環境基準で類型指定されている 14 水域（26 地点）に加え、市保全基準については全 25 水域（37 地点）で類型を指定しています。AA 類型が 3 水域（3 地点）、A 類型が 20 水域（32 地点）、C 類型が 2 水域（2 地点）となっています。

また、類型ごとに設定されている項目ごとの基準値は、次表のとおりであり、国の環境基準と同一の基準値としています。

【表 1】水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	6.5以上8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	6.5以上8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	6.5以上8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—

資料 4 対象水域及びその水域が該当する類型

資料 5 環境基準類型指定図・市保全基準類型指定図

イ 本市の水質状況（環境基準点）

最近5年間（平成28年度から令和2年度）の環境基準点（8河川13地点）における河川水質常時監視の大腸菌群数の結果については、全体の基準達成率が22.2%と低く、年間通して6月から8月の夏期にかけて大腸菌群数が多く、基準を超過する傾向があります。

【表 2】環境基準点における大腸菌群数の推移（平成28年度～令和2年度）

類型	河川・地点数	検出範囲 (単位：MPN/100mL)	市保全基準値 (単位：MPN/100mL)	達成率
AA	2河川 2地点	33～79,000	50以下	3.3%
A	7河川 11地点	26～330,000	1,000以下	25.6%

資料 6 環境基準点における大腸菌群数の推移（平成28年度～令和2年度）

ウ 国の環境基準の改正内容

よりの確にふん便汚染を捉えるため、生活環境の保全に関する環境基準のうち大腸菌群数に替えて新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直しが行われました。

参考資料 環境基準改正に係る施行通知

エ 改定の考え方

生活環境項目である大腸菌数については、国において、現行の「類型区分」と「利用目的の適応性」に基づき、基準値を設定していることから、市保全基準についても、国の考え方に準じ、ふん便汚染の指標として、大腸菌群数を大腸菌数に替えて設定することが適当であると考えています。測定方法及び評価方法についても、国の環境基準の取扱いに準ずることが適当であると考えます。

また、各水域への類型のあてはめについても、現行のとおりとし、今後、大腸菌数の調査実績を積み重ね、基準の達成状況を把握したうえで、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えています。

(2) 六価クロム

最近5年間（平成28年度から令和2年度）の河川水質常時監視の結果、30地点で検出されず、国の環境基準及び市保全基準を達成しています。

市保全基準において、「水質汚濁に係る環境保全基準」及び「地下水汚染に係る環境保全基準」ともに、「環境基準として新たに追加または改定された場合には、これを環境保全基準にも追加または改定することとする。」としているため、国の環境基準の改正に準じて、改定することとします。

参考資料 環境基準改正に係る施行通知